

をもった自主的な発展に努力を怠たるならば、国際協力で十分な寄与が果せないばかりでなく、国際協力はかえってわが国の科学の発展の阻害になりかねないことを、十分に注意しなければならない。また、科学はそれが外部から加えられるいかなる干渉からも自由である時、もっともよく人類に奉仕できるということを考えるべきである。

4. 科学の国際協力は科学者の間で対等に行なわるべきこと。

科学の進歩は国によって程度の差があり、また特異性がある。しかしその国際協力は、各国が主導性をもって対等の立場において行なわれるのが原則である。I C S Uなどにおけるような純学問上の協力においては、科学者のみの間において対等に話しあいが進められている。

国際協力を対等の立場で行なうためには、その経費も、多の国のみにこれを仰ぐような態度をとるべきではない。

5. 科学の国際協力の成果は公開されるべきこと。

科学の国際協力にあたっては、その成果は公開されなければならない。これは軍事的な秘密研究を排除するという意義があるばかりでなく、自由な討論によって協力を助長するという積極的な面をもっている。

8-58

総学庶第1685号 昭和46年11月9日

内閣総理大臣 佐藤栄作 殿

日本学術会議会長 江上 不二夫

(写送付先：科学技術庁長官、外務、文部、および農林各大臣)

国際昆虫生理・生態学センターに対する国家援助について（勧告）

標記のことについて、本会議第59回総会の議に基づき、下記のとおり勧告します。

記

世界の平和維持、人類の生活向上のため科学技術の国際交流をさかんにすることが必要であることは言うまでもない。近時各国において、国際的学術研究機関の設立の要望が多く、わが国の科学者もこれに協力することを切望している。しかるに、国際的学術研究機関が非政府団体研究機関である場合、従来わが国の慣習上政府あるいは政府の外郭団体からの援助の道がほとんど閉されており、国際協力の面で、わが国の国力の発展にもかかわらず、他国に比し、国際的な要望に応じ得ない場合がしばしば見られる。

1970年ケニア共和国の首都ナイロビ市に設立された、国際昆虫生理・生態学センター（International Centre of Insect Physiology and Ecology略称 I C I P E ）は、国際的に管理されている非政府団体研究機関であって、すでに世界各国からその協力が行なわれており、わが国からの援助が、緊急に求められている。

よって政府は、早急に非政府団体研究機関に対するわが国からの援助を可能とする機構・方策を考え、一日も早く同研究機関への援助が行なわれるよう配慮されたい。

(理由)

世界各国の学会、科学者は、科学・技術の正常な発展を図るために、国際的な共同研究機関の設立に努力してきた。1970年3月、ケニヤ共和国の首都ナイロビ市に国際昆虫生理・生態学センターが、欧米諸国の科学研究団体（主として科学アカデミー）の援助のもとに設立された。

このセンターは国際協力のもとに、昆虫の生理・生態に関する基礎的な研究を行ない、またセミナー、シンポジウムを隨時開催し、国際的な知識の交流をはかるとともに、熱帯アフリカにおける科学・教育の発展の促進に寄与することを目的としている。

わが国におけるこの分野の研究は、国際的に高く評価されており、本センターのわが国に対する期待はきわめて大きく、先般日本学術会議に対し、(1)1971～1972年の両年度を通じ約6,500万円の基金援助、(2)研究員の派遣と、その人件費および研究費の負担、(3)研究上必要な諸機器類の寄贈等、人的あるいは財政的援助についての要請があった。

わが国として同センターに参加し、協力援助を行なうこととは、単に発展途上国の科学的基盤の発展に寄与するのみならず、同時に、昨今社会的関心を集めている農薬問題とりわけ殺虫剤をめぐる困難な諸問題について、全く新しい角度からの解決に貢献し得るという重要な意義を有している。

しかし本センターは、発展途上国に設置された非政府団体であり、ここでの高度な研究活動を軌道にのせるためには、先進国的人的あるいは財政的援助なくしてその実現を望むことは到底できず、今日世界的なレベルでの積極的な協力が強く要望されているが、わが国においては、これに対処し得る体制が必ずしも整備されていないのが実情である。

本センターの設立は、将来における国際的学術研究機関あるいは国際的学術協力の方針に対し重大な示唆を与えるものであることにかんがみ、わが国として国力に応じた援助の道が早急に開かれることを切望し、これを勧告する次第である。

<参考資料>

国際昆虫生理・生態学センター（I C I P E）の設立について

日本学術会議

生物科学研究連絡委員会付置

I C I P E小委員会

はじめに

このほどケニヤ共和国の首都ナイロビに国際的な昆虫の研究機関として昆虫生理・生態学センター（International Centre of Insect Physiology and Ecology 略して I C I P E）が設立された。

このセンターは将来斯界における最高水準の人材と設備を確保し、昆虫の生理・生態に関する徹底的な基礎研究を展開しようとするものである。またこの基礎研究を通じ、現地アフリカの科学的発展に大きな刺激を与えようという意図もある。

I C I P Eではその目的を遂行するために関係各方面の援助を期待しているので、ここにその概要を紹介することにする。

研究所設立の目的

I C I P Eが目的とするところは大体次のようなものである。すなわち、1) 昆虫の生理・生態に関する基礎的な研究を行ない、昆虫の行動とか習性を支配する物質的基盤を明らかにする。2) 昆虫の内分泌機構を究明する。3) 昆虫を含めた天然物から昆虫の生理・生態に影響を与えるような生理活性物質を求める。

またこのセンターは、セミナー、シンポジウムなどを随時開催し、国際的な知識の交流をはかるとともに、主として熱帯アフリカにおける研究機関の発展を援助する。とくに現地アフリカ人の教育については、I C I P Eにおける研究を通じて直接行なわれるものと、世界各国の研究室への留学生派遣という形で行なわれるものとがある。

センター設置の必要性

現在、世界で使用されている農薬は原体として100万トンを越えるものと推定され、農薬による環境汚染は地球的規模で拡大しつつある。この深刻な事態に対応するために、われわれは農薬に関する既成の概念から離れて全く新しい角度から害虫防除の問題を考え直さなければならない。

I C I P Eはこのような応用的意図を始めから持つものではないが、にっちもさっちもいかなくなっている現在の農薬開発の前途に光を与えるものとして、I C I P Eの精神とそこからやがて創出されるであろう業績に各方面の期待が寄せられている。

それではなぜ、とくにこのセンターをアフリカの発展途上国であるケニア共和国に設置するのかといふ疑問が残るであろう。これに対しては少なくとも二つの理由をあげることができる。一つは熱帯アフリカには研究材料としての天然物が豊富にあってその入手が容易であること、他の一つは現地アフリカに山積する衛生および農業害虫の問題の解決に地の利を得ていることである。とはいえた學問的性格上、I C I P Eで得られた業績が国際的普遍性を持つことはいうまでもない。

その構成と運営

I C I P Eは非営利的研究機関であって、理事会(Governing board)が執行機関であり、これに参加する各国の科学アカデミーあるいは研究機関は国際委員会を通してI C I P Eにコンタクトし、その運営を監督する。

現在理事長はアメリカのCarroll L Wilson教授であり、所長は現地ナイロビ大学のThomas R Odhiambo教授である。この所長の下に10人程度の研究主任(Director of Research)が存在し、常駐する研究員(Research Fellows)の指導に当る。

予算関係

I C I P Eは1970年から1975年まで5期にわけて年次予算を立てているが、5年間に計1,159,000ケニヤポンド(約11億円)を計上している。

I C I P Eはその費用のすべてを主として各国財團とか科学アカデミーの寄付に頼っているので、財政的基礎が確立するまでは変則ではあるが、財力に応じてそのactivityが制約されることになる。

I C I P Eは現在までに、オランダのワーゲエンゲン、アムステルダム両大学、ドイツのマックスプランク研究所、スエーデン科学技術アカデミー等から寄付を受けているが、アメリカ芸術科学アカデミー、科学ナショナルアカデミー等から物心両面の援助がある。

また国連とか世界銀行からの、てこ入れについて目下交渉中である。

日本に対する I C I P E からの要請

I C I P E の経済大国日本に対する期待は大きく、さきほど Odhiambo 所長から次のような要請があった。

1. I C I P E がその研究プログラムを遂行できるよう財政的援助を要請する。さし当って次の 2 年間に 65,000 ケニヤポンド（約 6,500 万円）の援助を得たい。
2. 年度 7,355 ケニヤポンド（約 735 万円）の研究費をつけた研究員の派遣を希望する。
3. 研究上必要な諸器具の寄贈を要請する。たとえば、電子顕微鏡、NMR、IR および UV、オシロスコープ、光学顕微鏡、小型電子計算機、写真関係器具一式、圃場用運搬車等。

8-59

総学庶第 1696 号 昭和 46 年 11 月 9 日

内閣総理大臣 佐藤栄作 殿

日本学術会議会長 江上 不二夫

[写送付先：科学技術庁長官、環境庁長官、大臣
文部、厚生、農林、運輸および建設各大臣]

自然保護法の制定について（勧告）

標記のことについて、本会議第 59 回総会の議に基づき、下記のとおり勧告します。

記

本会議はすでに昭和 40 年 10 月、第 44 回総会の議を経て、わが国の自然保護の緊急性を指摘し、要すれば自然保護法のごときものの制定さるべきことを勧告した。

近年公害の激化に伴い、公害に関する諸法律が制定され環境庁も設けられたが、自然の破壊、人間の環境の悪化が現在もなお進みつつあることは憂慮に堪えない。

一方、民間自然保護関係諸団体によって「自然保護憲章」の検討が進められ、その実現について強い要望が出ており、また各地方公共団体において、自然保護に関する諸条例の制定が進み、すでに北海道をはじめ、多くの地域において、これが実施にうつされている。これらに対応して、国の自然保護法の制定が望まれている。

ここに本会議は、改めて、自然保護法の早急な制定を勧告する。

なおその内容について、別添資料にのべられた諸点に特に留意されることを要望する。

<別添資料>

自然保護法の内容について

そもそも、自然を人間に対立するものと考えることは誤りであって、人間は自然とは隔絶できないもので、自然の破壊は人類の生存自体を脅かすものである。この観点から、自然保護法は、消極的に、自然の破壊を防ぐという考えに止まらず、住民の生存と生活を守るために、よりよい自然環境をつくり出して行く、という観点から自然を把握する必要があり、その精神で貫ぬかなければならぬ。